

スチュワードシップ活動報告書 (2021年)

(対象期間:2020/7~2021/6)

大樹生命保険（以下、「当社」）は、「責任ある投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉への対応方針（当社方針は当社ホームページをご参照ください）を踏まえ、投資先企業との建設的な「目的をもった対話」を通じて、中長期的な視点での投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促す観点でスチュワードシップ活動に取り組んでおります。

議決権行使結果に加え、投資先企業との対話活動も含めたスチュワードシップ活動全体を的確にご理解いただくことを目的に、以下のとおり当社のスチュワードシップ活動の取組み状況を報告いたします。

1.投資先企業との対話

当社では、投資先企業の企業価値向上に資するよう、投資先企業との定期的な面談や株主総会の議案に係る意見交換の機会を利用し、建設的な対話を行っております。2020年度（2020年7月～2021年6月）においては、新たに社債投資先との対話も開始し、合計188社・288件の対話活動を実施いたしました。具体的な対話活動の事例は以下のとおりです。

（事例①）

当該企業とは、中期での経営計画や事業戦略について対話のほか、同社の環境問題への取組みについて継続的に対話を行っております。

当該企業は、従前よりプラスチックごみによる環境汚染問題への対応やCO2排出削減の取組みに積極的であり、環境対応製品の新規事業化取組みの確認のほか、環境対応取組みの評価体系についての意見交換や、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同予定に関する対話を継続実施してまいりました。今般同社は、カーボンニュートラルへの取組みを軸にした中長期ビジョンと事業構造改革を一体化した中期経営計画を策定・公表し、加えてTCFD提言への賛同を表明するなど、その取組みを一段進展させております。

引き続き、同社の取組みにつき定期的に対話を実施し、進捗状況の確認を行ってまいります。

（事例②）

当該企業とは継続的に、株主還元の改善、社外取締役比率の向上など取締役会の多様性確保、

上場子会社に対するガバナンス強化などについて対話を行っております。

当該企業に対しては、株主が期待する株主還元や当社議決権行使基準の考え方の説明をすとともに、当該企業の財務戦略、利益配分の考え方などを確認したうえで、株主還元の改善についての要請を行っておりました。

今般、利益計画の達成もあり、配当性向の向上をともなう増配実施が実現されました。

(事例③)

当該企業は、コロナ感染の影響により主力製品の当面の需要想定が困難との理由から中期経営計画の策定・公表を見送ったため、状況確認のための対話を実施いたしました。

対話を通じ、コロナ感染前までの需要回復には時間を要し、その間の回復スピードも不透明な厳しい経営環境ではあるものの、当該企業は主体的に取り組むべき優先課題を検討し、生産設備集約やコスト削減による生産性改善への取り組みを検討していることを確認いたしました。

当社からは、中期経営計画で目指すべき経営指標や取組事項などを公表・説明することが極めて重要である旨をお伝えしたところ、対話の半年後に生産設備の集約やコスト削減施策と共に目指すべき中期経営指標が公表されました。

その後も、中期経営指標を達成するための各種施策の取組状況や課題について対話を継続し、各種施策の取組状況なども含めて確認を継続しております。

(事例④)

当該企業とは、一昨年度から諸課題に関する意見交換や企業価値向上に向けた対話を重ねるなか、ディスクロージャーの改善を提案し、投資家向けミーティングの開催や社外取締役との対話設定を働きかけてまいりました。

昨年度、社外取締役との対話が実現し、社外取締役からみた取締役会の実効性評価や中期経営計画の PDCA、また事業ポートフォリオの考え方などについて意見交換を行いました。当方からは、導入済の買収防衛策の継続可否についての再整理を問いかけたほか、資本コスト算定とそれをもとにした収益目標設定の検討を要請いたしました。

今後も企業価値向上に向けて、対話の充実に取り組んでまいります。

(事例⑤)

社債投資先である当該企業と、テーマ債発行のスタンスや計画、気候変動に関する取組みなど、ESG に関連する対話を実施しました。

当該企業は、TCFD 提言における Scope 1（当該企業が直接排出した温室効果ガス排出量）・Scope 2（電力会社など他社から供給された電気・熱の使用に伴う間接排出）の自社モニタリング指標を定め、毎年公表しているほか、自社の環境負荷低減目標として、2050 年度までにカーボンニュートラルを目指す方針を掲げ、2030 年度までの中間目標も設定しました。そのほかグループ会社の国内紙使用量の削減数値を新規設定するなど、積極的な取組みを確認しました。

当方からは、ESG 関連の取組みは、全社員の意識醸成と積極的な取組みが不可欠であり、日常業務に落とし込む中で、全社的に ESG・SDG's への関心が高まることを期待する旨お伝えいたしました。

2. 議決権行使について

当社は、議決権行使にあたっては、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的な投資収益の向上に資することを目的に以下の「議決権行使と行使結果の公表に関する方針」を定めております。

議決権行使と行使結果の公表に関する方針

(1) 議決権行使の考え方

当社は、議決権行使を適切に行うことは、投資先企業の企業価値の向上を通じてお客さまの利益に資するものと考えており、加えて、機関投資家としての社会的責任を果たす上でも重要であると考えております。

このような考え方の下、当社では、「国内株式議決権行使規程」を定め、全ての保有株式について社内の決裁手続きを経た上で、自らの判断で議決権を行使いたします。

個々の議案について、投資先企業の経営状況を中長期的な視点を踏まえて確認し、必要に応じて投資先企業との対話を行うなどにより、賛否を判断いたします。

(2) 議決権行使に関する社内体制とプロセス

当社では、運用部門が「国内株式議決権行使規程」に基づき、株主総会の全議案について検討を行い、以下のような観点を中心に議決権行使の判断を行っております。

<国内株式議決権行使規程の主な内容>

主な項目	主な内容
剰余金処分	当該剰余金処分が、企業の成長段階や事業特性、資金需要等に応じた適切な株主還元であるか、配当性向が一定水準（直近3期連続15%未満、または100%超）となっていないか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。
取締役選任 (解任)	当該候補者が、経営等に関する豊富な経験や専門的な知見を活用し、適切な監督機能を発揮できるか、ROEが一定水準（直近3期連続5%未満）となっていないか、不祥事（反社会的行為もしくは社会的信用失墜行為等）が生じていないか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。また、社外取締役候補者については、外部の独立した立場で適切な監督機能を発揮できるか、役員会への出席率が70%以上か、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。

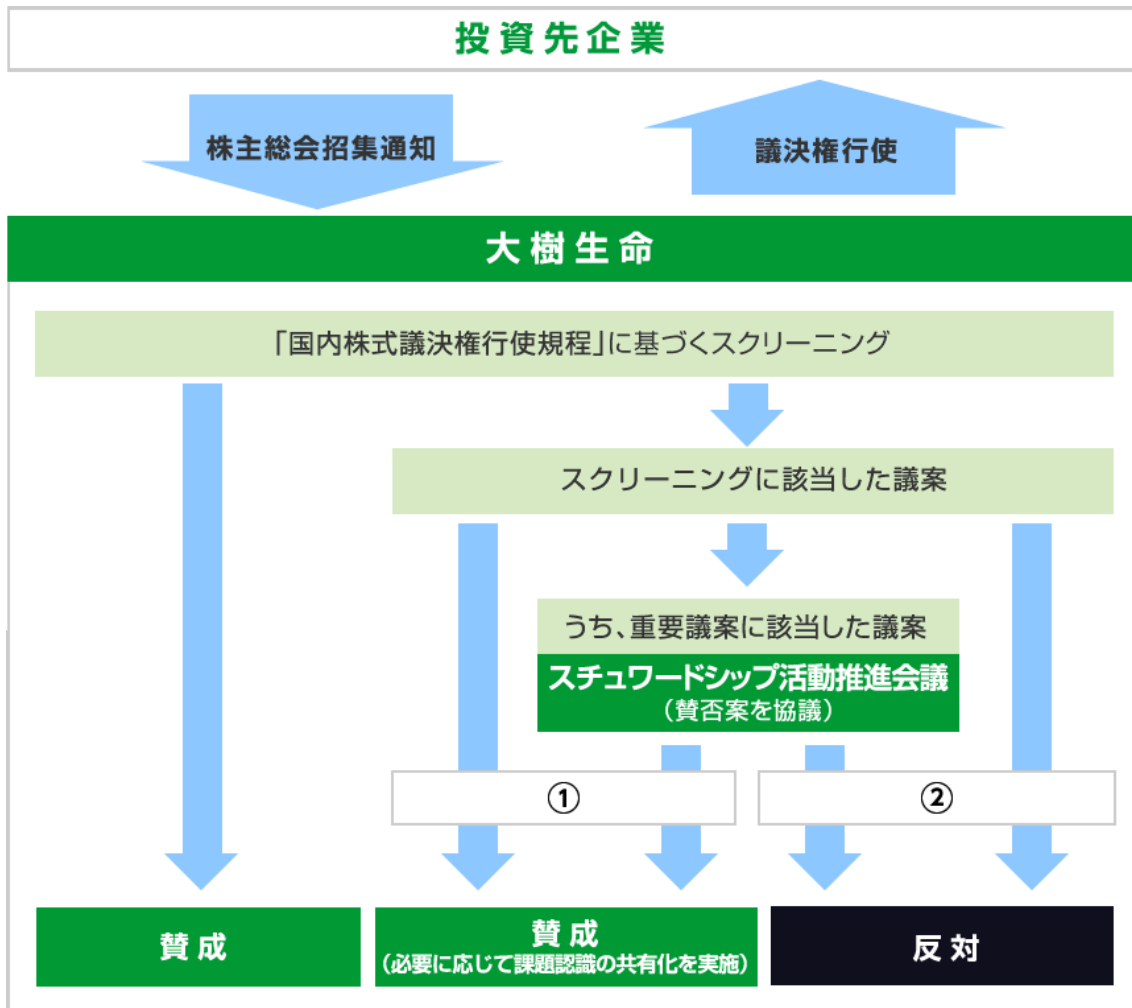
監査役選任 (解任)	当該候補者が、経営等に関する豊富な経験や専門的な知見を活用し、適切な監査機能を発揮できるか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。また、社外監査役候補者については、外部の独立した立場で適切な監査機能を発揮できるか、役員会への出席率が70%以上か、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。
定款一部変更	当該定款変更が、中長期的な企業価値向上に資するか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。
役員報酬改定	役員報酬の増額改定が、業績不振（ROEが直近3期連続5%未満となっていないか）や不祥事（反社会的行為もしくは社会的信用失墜行為等）が生じている等、中長期的な企業価値の毀損が懸念される状況で行われていないか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。
株式報酬付与	当該株式報酬の付与対象者が、社外者ではないか、インセンティブを付与する者として適切であるか、また、株式の発行が、既存株主の株式価値を著しく希薄化させるものではないか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。
会計監査人選任 (解任)	当該会計監査人の選任（解任）が、中長期的な企業価値を毀損するものでないか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。
組織再編関連	当該組織再編関連が、中長期的な企業価値向上に資するか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。
企業買収防衛策	株主の株式価値を著しく毀損させるものではないか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。
その他会社提案	（自己株式の取得） 当該自己株式の取得が、特定の者の利益にならないか（その他株主の株式価値を著しく毀損させるものではないか）、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。 （新株発行、増資、減資等） 当該資本政策が既存株主の株式価値を著しく希薄化させるものではないか、という視点等を勘案して賛否判断を実施いたします。

「国内株式議決権行使規程」の基準に基づくスクリーニングの結果、スクリーニングに該当しない議案については、原則、賛成いたします。

「国内株式議決権行使規程」に基づくスクリーニングの結果、スクリーニングに該当する議案については、必要に応じて投資先企業との対話により課題解決の取組み状況を確認するなど個別企業の状況を踏まえた上で賛否を判断いたします。

具体的には、投資先企業の課題解決に向けた取組みを評価できる場合には議案に賛成し、課題解決に向けた取組みを評価できない場合や改善が期待できないと判断した場合には議案に反対いたします。なお、議案に賛成した場合でも、改善状況のモニタリングが必要と判断した場合には、事後的に投資先企業と課題認識の共有化を実施いたします。

<議決権行使プロセス>



①：投資先企業の課題解決に向けた取組みを評価できる場合

②：投資先企業の課題解決に向けた取組みを評価できない場合や改善が期待できないと判断した場合

(3) 議決権行使結果の公表に関する方針

議決権行使結果については、議案の主な種類ごとに整理・集計して開示するとともに、個別の投資先企業および議案ごとの結果、各議案の賛否判断理由についても開示しております。

(4) 貸株取引に関する方針

当社は、運用収益獲得を目的に貸株取引を行い、議決権行使に係る権利確定日をまたぐ取引がある場合には、必要に応じて貸株の返還を求める等、議決権行使の確保に努めております。

議決権の行使結果

2020年度（2020年7月～2021年6月）に株主総会が開催された国内上場企業のうち、当社の議決権行使の対象企業数は709社、議案数は会社提案が2,300議案、株主提案が96議案でした。会社提案に1件以上反対した企業数は3社、議案数は3議案、株主提案に賛成した企業数・議案数は0となりました。

<議決権行使の状況（企業数ベース）>

（社）

	合計		
		会社提案に全て賛成	会社提案に1件以上反対
対象企業	709	706 (99.6%)	3 (0.4%)

<議決権行使の状況（議案数ベース）>

（議案）

	合計		
		賛成	反対
剰余金処分	468	467 (99.8%)	1 (0.2%)
取締役選任	835	835 (100.0%)	0 (0.0%)
監査役選任	428	428 (100.0%)	0 (0.0%)
定款一部変更	142	142 (100.0%)	0 (0.0%)
退職慰労金支給	27	27 (100.0%)	0 (0.0%)
役員報酬改定	156	156 (100.0%)	0 (0.0%)
新株予約権発行	185	185 (100.0%)	0 (0.0%)
会計監査人選任	14	14 (100.0%)	0 (0.0%)
組織再編関連 ※1	21	21 (100.0%)	0 (0.0%)
その他会社提案 ※2	12	12 (100.0%)	0 (0.0%)
買収防衛策	12	10 (83.3%)	2 (16.7%)

※1:合併、営業譲渡・株式移転、会社分割等、※2:自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少等

	合計		
		賛成	反対
株主提案	96	0 (0.0%)	96 (100.0%)

なお、下記につきましては当社 HP で開示しております。

- ・投資先企業・議案ごとの議決権行使結果（2020年7月～2021年6月分）
- ・議決権行使判断の事例

当社では、中長期的な視点からコーポレートガバナンスに課題のある議案や企業価値の毀損に繋がるおそれのある議案について、個別企業の状況を把握することに注力いたしました。このような取組みや、取組みを経て議決権行使判断を行った事例は以下のとおりです。

(事例①)

当該企業は、同業他社の完全子会社化に向けた株式交換契約承認の議案を提示しました。当該企業と対話を実施し、今般の施策による同社完全子会社化で、両社の人材や資金等の経営資源を集約し再配分することで、サプライチェーン業務管理の効率化・生産体制の強化により持続可能な供給体制を維持し、研究開発や成長分野へのポートフォリオ配分の強化が図れ、堅固な収益基盤と成長性を併せ持つ企業となることが期待できること、また、株式交換比率については第三者の算定による妥当な水準であることが確認されたことから、当該議案に賛成いたしました。

(事例②)

当該企業は、現在導入している買収防衛策が次年度の株主総会で期限を迎えることから、買収防衛策の取り扱い方針について対話を実施いたしました。当該企業からは買収防衛策は継続の方向で検討する方針であるとの説明を受け、当社からは、買収防衛策に関する当社の考え方を説明し、株主の株式価値を棄損させる可能性、第三者委員会での検討、株主総会での判断などを審査の視点として議案賛否を判断する旨をお伝えしました。

(事例③)

当該企業は、買収防衛策の継続の議案を提示しました。当該企業と対話を実施し、防衛策の発動を検討する際に独立委員会の勧告を特段必要とせず、取締役会で決議可能である旨を確認しました。取締役会の裁量権が大きいと判断し、買収防衛策（の継続）議案に反対いたしました。

(事例④)

当該企業は、一部業務において不適切な取り扱いが発覚しました。当該企業と対話を実施し、業務処理結果が取引先等へ重大な影響を与えないで済んだこと、原因を究明し再発防止策を策定したことの説明を受けました。業務手順を見直し不適切なプロセスを取り除いたうえで、当該業務を他業務から独立させ、さらに自動化対応も進めているなど再発防止策の詳細を確認しました。再発防止策徹底のための従業員研修も実施するなど、発生事案に真摯に対応していることが確認できたことから、取締役選任議案に賛成いたしました。

(事例⑤)

当該企業は、減益基調が続く中、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、一昨年度に ROE が当社議決権行使規程の基準に抵触しました。当該企業とは従前から継続的に対話を実施し、今後の成

長事業と位置付ける海外事業への投資状況と事業の進捗を確認しておりましたので、昨年度は対話内容も考慮のうえ、低 ROE ではあるものの取締役選任議案に賛成としておりました。前期は業績反転し、基準抵触を回避したことが確認できました。

3. スチュワードシップ活動推進会議の活動状況

当社は、2017 年度に、お客さま利益の確保や利益相反の防止、及びスチュワードシップ活動全体の充実・促進等に向けて、「スチュワードシップ活動推進会議」を設置いたしました。

[詳細につきましては、スチュワードシップ活動に関する利益相反管理の方針の(2)をご参照ください。]

2020 年 7 月～2021 年 6 月における、同会議での主な付議内容は以下の通りです。

○2020/7～8 (2 回)

- ・国内株式議決権行使規程に定める重要議案の賛否案について協議

○2020/8

- ・スチュワードシップ・コード改訂への対応について協議
- ・スチュワードシップ活動の取組み状況の報告
- ・国内株式議決権行使規程に定める重要議案の賛否案について協議

○2020/11

- ・生命保険協会のスチュワードシップワーキング活動について報告

○2021/2～6 (8 回)

- ・国内株式議決権行使規程に定める重要議案の賛否案について協議

今後もスチュワードシップ活動推進会議での議論を通じて、スチュワードシップ活動の一層の充実に努めてまいります。

以上